

被災自治体担当者からのヒアリングにおける指摘や要望を整理（東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震の被災自治体を対象に、本年1～2月に事務局において実施）。

建物性の判断

資料5

《判断基準の明確化、判断要員の確保について》

- ・建物性の判断を専門的知識のない自治体職員に委ねられると有効に機能しづらく、法務局や土地家屋調査士に依頼可能であれば、市町村も安心して利用できる。リソース面でも国が人を出してくれると良い。
- ・大震災等を経験したことのない自治体が多数であり、被災地は混乱・パニックになっている状態で、マニュアルを丁寧に読んでいる余裕も、登記官や土地家屋調査士に依頼する余裕もない。プッシュ型で国が登記官等を派遣し、主体で建物性の判断をしてくれるのであれば、非常に助かる（小規模な自治体では特に必要）

《AI等のテクノロジー活用について》

- ・建物性の判断は公費解体・撤去マニュアルを参考に職員で判断したが、被害認定調査で活用されているようなAI等のテクノロジーが活用できるのであれば有効だと思う。

《その他》

- ・過去の災害時は建物性の判断はなかったが、もしあれば、誓約書運用を最小限にすることができ、訴訟リスクが低減したと考えられる。
- ・建物性がないような家屋の場合には、解体の緊急性が高いことが多く、解体可能となれば優先度を上げて早期に解体することが多い※。
※建物性の判断が迅速に実施可能になれば、緊急性の高い建物の解体も早期に行うことができ、倒壊リスク回避につながる。

公費解体申請書類

《全体》

- ・申請書類はできるだけ減らしたく、申請書と本人確認書類だけにしてほしい。
- ・申請者に申請書類の内容を一人一人に説明するのに手間を要する（高齢者の中には理解に時間を要する人もいる）。

《建物配置図・写真》

- ・建物配置図や写真は誤解体防止、解体費用の仮算定を行うことが目的だが、解体費用の仮算定に関しては登記面積で算定可能。
- ・建物配置図、写真は不要。震災当時、当自治体では、申請受理後に、職員が写真撮影、建築士が配置図作成し、対応した。
- ・被害状況の写真は、解体を行う優先度を定めるために用いられることもあったが、能登半島地震から作られた緊急解体※の仕組みがあれば、不要と考える。

※倒壊の恐れがある、倒壊して隣家に寄りかかっているなど、二次災害の恐れがある場合や周辺的生活環境への影響が見込まれる場合に際して優先的に進められる公費解体

- ・建物配置図に関して、特に高齢者にはその作成について丁寧な説明が必要であり、時間を要した。事前立会いで解体対象確認が可能であり、申請書類から外しても問題ない。

《本人確認書類》

- ・発災時に本人確認書類を全て持ち出せなかった場合、申請書類の住所氏名と関係各課の情報（国民年金、国保、介護、障害等）を突合することで本人確認を行った。
- ・発災時は本人確認書類をもって避難している人が少なかったため、当初の公費解体申請は申請書への捺印はいわゆる三文判で処理し、罹災証明書又は被災証明書のみで対応（発災翌年の再申請受付時、申請書に三文判では公的資料にならないのではとの庁内意見があったため、印鑑証明書添付を、当初申請で相続人から苦情があったことを理由に、相続人の同意書提出を、それぞれ新たに求めた）。
- ・提出書類に印鑑や印鑑証明カードがあるが、震災でなくした人も多い。行政としては、公費解体・撤去マニュアル通りにしか言えず、申請者に印鑑登録しなすよう言うことしかできなかった。

※マニュアル改版に伴いルールが改善されても、改版前に申請した申請者に配慮し、自治体としてのルールを変更できない自治体もあるとのこと。

- ・建物性が認められない場合は、既に所有権が滅失しているため、印鑑も印鑑証明カードも不要。

《登記事項証明書》

- ・登記事項証明書については、登記情報連携システム※を活用すれば不要。

※土地や法人の登記情報を自治体がオンラインで直接確認できるシステム

《罹災証明書》

- ・罹災証明書については、税務課と連携するシステムが開発されれば不要。
- ・罹災証明書は、自治体が交付する書類であり、自治体内で確認可能なため、申請書類に含まれなくても良い。